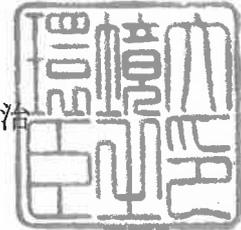


環水大土発第 1809112 号
平成 30 年 9 月 11 日

農業資材審議会長
茶園成樹殿

環境大臣
中川雅治



水質汚濁性農薬の指定の変更及び使用の規制をすることができる地域の変更に係る意見聴取について（諮問）

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を伺う。

記

- 1 法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、水質汚濁性農薬として指定されている農薬の指定を別紙のとおり変更すること。
- 2 農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）第 2 条による改正後の法第 26 条第 2 項の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止の観点から水質汚濁性農薬の使用を規制することができる地域について別紙のとおり変更すること。

(別紙)

水質汚濁性農薬の指定の変更及び使用の規制をすることができる 地域の変更について (案)

1 水質汚濁性農薬の指定の変更

(1) 現行制度

水田、畑地等で使用された農薬は、分解されない限り、灌漑水や雨水に溶けて、河川や地下水系に流入することとなるが、分解されにくい性質の農薬がまとまって使用され、地理的に農薬が使用されている地域の水の多くが流入する河川があった場合には、その河川では当該農薬の濃度が高くなり、水産動植物の被害が発生し、又は公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずることが想定される。

このため、農薬取締法（以下「法」という。）第12条の2では、以下の要件をすべて備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として政令で指定することとされている。

また、都道府県知事は、これらの使用を許可制にし、地域における農薬の使用総量を規制することができるという上乘せの規制が設けられている。

- ①当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
- ②当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。

現在、政令（農薬取締法施行令（以下「令」という。）第2条）で指定されている水質汚濁性農薬は、以下の6種類である。

号	指定年	農薬名	登録状況等	販売禁止農薬の指定
1号	S46	テロドリン（殺虫剤）	失効（S50）	
2号		エンドリン（殺虫剤）	失効（S50）	販売禁止（H14）
3号		ベンゾエピン（殺虫剤）	失効（H22）	販売禁止（H24）
4号		PCP（除草剤）	失効（H2）	販売禁止（H15）
5号		ロテノン（殺虫剤）	失効（H18）	
6号	H6	シマジン（除草剤）	登録あり	

※「号」は、令第2条で規定する号数。

※1～5号は昭和46年の政令制定時に指定（水産動植物（魚類）への影響）。

6号は平成6年に指定（人畜への影響・環境基準の超過）。

(2) 変更の内容

① 販売禁止農薬（令第2条第2号から第4号まで）の指定の解除

これらの農薬は、我が国も締結している「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」により、原則として製造、販売が禁止されている物質（第2号及び第3号の農薬）又は排出の削減が求められているダイオキシンを含有する発がん性物質（第4号の農薬）であり、国内においても、現在、法第9条第2項に基づき販売禁止農薬として指定されている。

これらの農薬については、今後登録され、使用されることは想定されないことから、水質汚濁性農薬の指定を解除することとする。

② 登録失効農薬（令第2条第1号及び第5号）の指定の解除

これらの農薬は、販売禁止農薬として指定はされていないものの、第1号のテロドリンについては昭和50年に、第5号のロテノンについては平成18年に失効している。失効から10年以上の期間が経過していることを勘案すると、農薬使用者がこれらの農薬を保有し続けていたとしても、広範な地域においてまとまって使用されることは想定し難いこと、再度登録がされたとしても急速に普及することは想定し難いことから、水質汚濁性農薬の指定を解除することとする。

2 水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域の変更

(1) 現行制度

都道府県知事が水質汚濁性農薬の使用を規制することができる地域については、令第3条において、以下の①又は②に流入する河川（用排水路を含む。）の集水区域のうち、地形、①又は②までの距離その他の自然的条件及び当該農薬の使用状況等を勘案して、当該農薬の使用を規制することが相当と認められる地域と定められている。

- ① 当該農薬の使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある水域
- ② 当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域

(2) 変更の内容

農薬取締法の一部を改正する法律第2条による改正後の法（改正法の公布日から2年以内に施行）では、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、これまでの「水産動植物」から水産動植物以外の動植物を含む「生活環境動植物」に拡大される。

水質汚濁性農薬についても、「水産動植物」から「生活環境動植物」に対する被害を生じさせないことを旨とする規定に改正されるため(同法第26条)、法の規定に倣って、令第3条の水質汚濁性農薬の使用を規制することができる地域(上記2の(1)の①及び②の規定)についても、以下のとおり変更する。

なお、「生活環境動植物」には、陸域の動植物も含まれるが、水質汚濁性農薬の規制においては水域の生活環境動植物に対する被害について考慮する必要があることから、法第26条では、「公共用水域の水質の汚濁による生活環境動植物の被害」に規制対象が限定されている。

当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、

- ① その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある公共用水域
- ② その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域

3 今後の予定

- ・ パブリックコメントを経て政令を改正し、1の変更については、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日(公布日から6月以内)、2の変更については、同改正法第2条の施行の日(公布日から2年以内)から施行。

